

第 19 回犯罪被害者支援京都フォーラムを開催 ～社会全体で被害者を支えるために～

平成31年2月2日 (土)

基調講演

「少年犯罪で息子を奪われた母の思い」

講 師：武るり子さん(少年犯罪被害当事者の会代表)

武るり子さんは平成8年11月、当時高校1年生だった長男の孝和さんを文化祭に来た他校の生徒による暴力で喪いました。理不尽な事件で息子を喪った母の思いや崩壊しそうになった家族、同様の少年犯罪のご遺族とともに取り組んできた犯罪被害者の現状改善に向けた活動について語っていただきました。

事件は22年前、高校の文化祭の当日に起こりました。孝和さん(当時16歳)は「見知らぬ少年に因縁をつけられ、何度も謝っているにもかかわらず、追いかけて、一方的な暴行で殺された」のです。それまで子どもたちの行事には必ず参加していた武さん夫婦でしたが、「親が来ると恥ずかしがる年ごろだったので、文化祭には行かなかった」そのことが自分たちを責める材料になりました。「文化祭に行っていたら助けられたのではないか」「私がこんなことをしたから事件に遭ったのではないか」と自分を責め、夜中、泣きながら遺書を書いたこともあったと話されました。

その頃、少年法はまだ改正されておらず、加害者の名前も、事件の内容も一切教えてもらえませんでした。「少年犯罪だから」という壁があったからです。「理由もなく命を奪われ、こんな理不尽なことがあってはならない」と武さん夫婦は、声を上げることを決意しました。「私のような遺族が集まる場所はないか」と武さんは日本中を探し回りますが、どこにもそんなところはあります。それでもあきらめず、同じ思いの人

たちを1年がかりで一生涯懸命探しました。そして「沖縄の石垣島の人が2件、岡山の人が1件」見つかり、大阪の武さんと合わせて4家族が知り合いました。

それが翌年12月に発足した「少年犯罪被害当事者の会」の始まりでした。しかし「会は発足したものの何をしたらいいのか、わからない」状態。「被害者支援という言葉も犯罪被害者の権利もなかった時代」だったからです。そんな武さんたちを後押ししたのは若い学生さんたちでした。「その頃、神戸の児童殺傷事件があり、少年犯罪が度々報道されるようになった。最初は10人程度の学生が自宅を訪問、何時間も話を聴いてくれました」。そして「外国には遺族の集う場所があるのに、日本にはない」という武さんに、学生たちは「武さんがしたいと思うことを自分たちはできる限り手伝う」と励ましました。

その一言に後押しされ、平成11年秋、亡くなった子どもたちへの追悼の意味を込め、少年犯罪の被害者側の現状を知ってもらうための集い「WiLL」の開催に漕ぎつけたと言います。武さんは WiLL 開催の動機を「社会で注目された事件は『あれから1年、2年』





として報道されるが、私たちの事件はひどい内容の死亡事件なのに忘れ去られてしまう。そんな忘れられた子どもたちを1年1回でいいから主役にしたい」と説明されました。

会の活動は活発になっていきますが、家庭は大変だったと言います。「息子が死んでしまって、私が生きていていいのだろうか」と自分を責め、「息子はもうご飯も食べられないのに、私が食べていいのか」と食卓で怖い顔に。「主人との口論も絶えなかった」そうです。そんな親を見ていた残された長女、二男は不安だったに違いありません。「お兄ちゃんの事件のことを言ったら子どもたちのバランスが崩れる。それでも家庭は壊れそうでした。家には報道の人もたくさん来られたが、ちゃんと子どもたちに説明しなかった。苦しませたくなかったから」と思っています。

たが、ある時、子どもたちから「事件のことも何も分からなかった。勝手に会をつくった」などと責められたと言います。

だから武さんは、20年続いている Will に「親御さんだけでなく、兄弟姉妹も旅行を兼ねて一緒に来てほしい」と呼びかけています。「事件に遭ってから、うちの家では旅行ができなくなったから」そう願うのだと説明されました。

事件から過ぎた年月を振り返って、武さんは「私たち家族、遺族は元に戻れません。でも、また違った家族になってきていると思っています。それにはたくさんの人の理解、助力が必要でした。わが家は何とか穏やかに居られる。それを思うと、本当に多くの人に支えてもらっているな、と実感しています」と講演を締めくくられました。

パネルディスカッション

「気づいていますか。兄弟姉妹へのアプローチ」

パネリスト

江角 悠子さん 平成11年12月26日、鳥取県の国道53号の智頭トンネル内で起こった飲酒運転による事故で2歳年下の妹、真理子さん（当時20歳）を含む鳥取大生3人が死亡した。

被害者の兄さん 平成16年6月1日、長崎県佐世保市の市立小学校で、6年生の女子児童が同級生の（匿名）女児にカッターナイフで切りつけられて死亡した事件の被害者の兄。

中江 龍生さん 平成24年4月23日、亀岡市で登校中の児童ら10人の列に無免許の少年が運転する車が突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷を負った。保護者として登校に付き添っていた妊娠中の妹の幸姫さん（当時26歳）と、そのお腹の中の赤ちゃんを亡くされたご遺族。

保崎恵理子さん 京都府警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室室長補佐。平成12年10月、犯罪被害者等心理カウンセラーとして京都府警察に採用され、犯罪被害に遭われた方やそのご家族への支援に携わっている。

コーディネーター **吉田 誠司さん** 弁護士・公益社団法人京都犯罪被害者支援センター理事



第19回を迎えた犯罪被害者支援京都フォーラムは、犯罪被害者遺族3人と臨床心理士の計4人をパネリストに迎え、「気づいていますか。兄弟姉妹へのアプローチ」をテーマに、遺族の思いやご意見を発表していただきました。遺族のなかでも取り残されがちな「きょうだい」。これまで、あまり取り上げられなかったテーマですが、事件をどのように受けとめ、どのような支援が必要だったのかを検証したいと考えました。

事件の第1報をどう受け止めたのか？

パネルディスカッションは、弁護士で当センター理事の吉田誠司さんが進行役となって繰り広げられました。まず、それぞれのパネリストが事件の第1報をどのように受けとめたのかを話してもらうことから始まりました。



3歳年下の妹さんを飲酒運転事故で亡くした江角さんはクリスマスの朝、実家の母親からの電話で事故を知り、急きょ帰省しました。途中の飛行場のテレビニュースで事故の映像を見て、ひどい事故だと分かりました。「母は自宅で待機していたが、警察の配慮からか妹の死亡は知らされず、『亡くなっていたなら、すぐ妹を迎えに行ってやりたかった』と悔やんでいた」のが強く心に残り、「その後、両親が言い争うのを聞きたくなくて、逃げるように当時住んでいた京都に帰った」と説明されました。

被害者の兄さんは、事件当時中学3年生。「事件を知らされた時が一番記憶に残っている」と話されました。授業中、担任の先生に呼ばれて、薄暗い相談室に案内され、校長先生から示されたヤフーニュースの第1報で事件を知ったと言います。部屋には6、7人の先生が待機していたが、誰も説明してくれず、長い時間に耐えられないような状況。「親父は今、どうしているだろうか」「この後、どうなるのだろうか」という不安が大きく、「妹のことを悲しむとか考える余裕もありませんでした」と当時の心境を説明されました。



中江さんは通勤途中で電話で事故を知りました。病院に駆け付けるとマスコミがたくさん集まっており、裏口から院内へ。その待合室のテレビを見て「18歳の少年が運転する車が集団登校の列に突っ込んだ」ことを知りました。妹さんはその後、別の病院へ転送されますが、その時も「父と妹の夫だけが病室に入るように言われ、妹の姿は目の当たりにできなかった」と言います。

それぞれの話から吉田さんは「3人とも報道によって事件のリアルな情報に接しましたが、知っているはずの警察からは『配慮のため』か教えてもらえませんでした。衝撃的な第1報が心の傷、トラウマになるのだろうか」と疑問を投げかけ、カウンセラーの保崎さんは「トラウマという言い方が適切かどうか分かりませんが、第1報の段階は家族にとってすごく衝撃的な瞬間。それをどのように伝えるか、亡くなるときにどう立ち会っていただくか、きちんと考えていなかった、と感じました」と感想を述べられました。

事件から1年の間に何が起こったのか？

次いで吉田さんが「事件直後は葬儀や捜査、報道などで立て込んだ状況ですが、その後、遺族にどんなことが起こったのか。辛かったこと、腹が立ったこと、逆に救われたことがあったのか」と話し、それぞれ体験を語ってもらいました。

妹さんが亡くなって3カ月後に大学を卒業、新社会人となった江角さんは「記憶力の低下に悩みました。暗記に自信があったのに、上司から言われることを覚えられない。『だめな人間。生きている価値がない』と落ち込みました」と告白されました。

被害者の兄さんは、事件後、長崎県がカウンセラーなどを集めて医療チームを学校に派遣したことについて疑問を投げかけました。「事件のあった小学校にチームが派遣されたのに、家族のもとには来なかった。後で『なぜ家族に来なかったか』と尋ねると、『そこまで考えが至らなかった』と答えられ、変だなと思った」と説明されました。また「当時、大人は腫れ物を触るような対応だったが、同級生だけは事件前と同じ接し方をしてくれた。先生のアドバイスがあったようだが、それが支えになった」と話してくれました。中江さんは、マスコミの取材攻勢について触れ、「当時、テレビや新聞などで顔をさらされていたため、コンビニでは携帯電話のカメラで撮られたり、ジロジロ見られたりするのが嫌だった。興味本位から住所を調べられたり、車を傷つけられたりしたことも。逆に事件を多くの方に知ってもらえ、色々なことに耐えることもできました」と力強い一面も話されました。



3人の体験を聴いて保崎さんは「カウンセラーが家族の元に行かなかったのは目が行き届かなかった」と同じカウンセラーとしてショックを受けた様子。また「同級生が事件前と同じ接し方で、それをアドバイスした先生も素晴らしい。大人は腫れ物に触るようになり、一歩踏み込めないところがあるが、支援者としては変わらない日常をいかに手助けできるか、ということが大切です」と指摘されました。

事件が残した「きょうだい」の心の傷は？

被害者の兄さんは事件から8カ月後、新聞記者だった父親の転勤で事件のあった佐世保から福岡に移り住みました。父親は社会復帰し、自分も「その生活を壊したくない」と思って普通に高校に通うようになりましたが、ある日突然、教室に行けなくなった、と言います。普段通り通学するのですが、教室へ向かおうとすると足が動かない。「保健室登校」が始まりました。そこで考えていたのは妹のこと。「妹と加害者の女兒とのトラブルについて相談を受けていた。その女兒との交換日記のことも。もっと適切なアドバイスが来ていれば防げたのではないか」。自問自答が続き、2カ月後、「保健室登校」のことが父親に連絡されました。そこで初めて「自分は今、どうしていいかわからない。ちょっと、キツイ」と告白したと言います。

事件後、記憶力の低下に悩んだ江角さんは「大事な人を亡くした後、どういう心の動きがあるかわかっていたら、もっと気持ちが楽になった」と振り返り、「生き残ってしまった者の罪悪感」を打ち明けられました。「自分が『犯罪被害者』とか『遺族』とっていなかった。支援を受ける立場にあることも気づかなかった」と言います。こうした二人の心の動きについて保崎さんは「自分を責めたり、『自分が被害者であればよかった』という遺族が多い。記憶力が低下するとか、それまでなかった感情が出てくるとか、非常事態に対するストレス反応が出てくるとか」と分析されました。

二人はさらに、家族同士の心の変化についても言及されました。江角さんは、亡くなった妹さんと比較する母親への微妙な感情について話されました。「私が妹と共通の友達と横浜へ行くと話すと、母は『妹は死

んで行けないのに、あなたは行くのね』と言う。旅行の際、雨が降って『私が一緒だったから雨。妹が来ていれば晴れたかも』などと言われ、辛かった」と。

被害者の兄さんも父親への反発心があったことを打ち明けてくれました。事件直後、父親は記者会見をしました。その様子がテレビの映像に流れて、「こいつ、何をやっているんだ。こんな時に家族のそばに居ないで」という思いを抱いたと言います。後になって分かったことですが、新聞記者だった父親は「記者会見は、家族のところへ取材が行かないようにするため」にしたことでした。それでも「事前に、こういうことをやるよ、と言ってほしかった」と正直な気持ちを話されました。

悩み、苦しさからどのように日常へ？

大学卒業後、出版社や広告代理店勤務を経て、フリーの編集者・ライターになっていた江角さんは、妙心寺から「命」をテーマにしたエッセー執筆の依頼を受けました。事件から10年が経過していました。「妹との思い出が、無くなっていくのが怖くて、何かで書こうと思っていましたが、とても書けなくて。それが10年経ってやっと書けるように。その時、ようやく受け入れられるようになりました。また結婚も前向きになれた一つ。『幸せになっちゃいけない』と思っていたので、自分が結婚できた時は少し前に進めた気持ちがした」と言います。

被害者の兄さんは、高校中退後、父親と一緒に何か所かカウンセリングを受けました。カウンセリングにはそれほど効果を感じられなかったそうですが、父親の真横で「キツイ」と心情を吐露し、そんな言葉を聞かせても父親は大丈夫だという確信が持てたことが日常復帰の第一歩だったそうです。そして、事件をしっかりと受け止められるようになったのは、新聞記者の取材でした。「記者は聞きたいことを明確に質問します。それまではっきり口にする人はなかった。質問されて『あの時はこうだった』と答え、それが文字になる。さらに、それを読んで初めて『自分はこう考え





ていたんだ』と分かり、事件について目を背ける必要がなくなりました」と立ち直りまでの経過を話されました。

中江さんは同様の境遇の「きょうだい」の集まりに参加することで克服しました。事件当時から被害者の思いを伝え、現行法の矛盾を国や司法に訴え続けてきた中江さんは様々な集會に参加。しかし、集會には「遺族でも親の立場の方がほとんど。『きょうだい』の方は少なく、何か取り残されている、と感じていました」と言います。ところが4年前の犯罪被害者週間に東京で開催された集會に兄弟姉妹が参加。「兄弟姉妹で集まってお話ししましょう」と呼びかけました。「その時、普段聞けない話を色々聞くことができた。『自分の悩み、思いは僕だけではなかった』という確信が持てました」と安心感を述べ、3カ月に一度大阪で「兄弟姉妹の会」を続けられています。

3人には、「きょうだい」の悩みや苦しさに加え、「取り残されている」といった疎外感から日常生活にもど

りつつある今を正直に話していただきました。3人の話を聴いて保崎さんは「表現すること」の大切さを指摘。「3人の回復のきっかけは、『書く』ことであったり、取材に答えて『言葉にする』ことであったり、あるいは同じ兄弟姉妹と『語り合う』ことでした。表現することで自分を客観視で



きるようになったと受け止めました」と分析され、支援者の役割については「犯罪被害者は、その時々で色々な思いや困難があり、被害者支援には長いスパンの取り組みが必要。被害者支援＝カウンセリングとなりがちだが、カウンセリングでなくても、エッセーやインタビュー、同じ経験の人たちとの集まりなどそうした場面を見つけて、つないであげられたらよい」と結ばれました。

最後に吉田さんが「今回のパネルディスカッションは、これまで意識されてこなかったテーマへのチャレンジでした。『結論ありき』ではなく、パネリストのお話の受け止め方はそれぞれでしょう。『びっくりした』という方もいれば、『前から知っていた』という

方もいらっしゃるかもしれません。何か得られたもの、話を持ち帰って誰かに伝えていただければ意味があったと思います」と感想を述べ、閉会しました。

パネルディスカッション終了後には、ミニコンサートとして、東京藝術大学音楽学部3年の十河七海さんのコントラバスと京都市立芸術大学音楽学部3年の南杏佳さんのピアノによる二重奏が演奏されました。心地よい音色に会場の雰囲気や和らぎ、音楽の持つ「癒しの力」を感じられるひと時となりました。



手記集「ともしび 第5集」を発売

手記集「ともしび」は、被害にあった方やご遺族に、被害後に抱える困難や心情などを執筆していただくことで、犯罪被害者の実情やその思いについて理解を深めてもらうことを目的として、平成26年度より毎年発行しています。

このたび、平成31年2月に第5集が完成しました。第5集には、交通事故でご主人を亡くされた方、無免許運転で妹さんを奪われた方、少年による殺人事件のご遺族に寄稿していただきました。

「手記を書く」ことは、事件当時に立ち戻り、再び体験するような苦痛を伴う作業ですが、それにも関わらずご執筆くださったご遺族の思いを受け止めていただけたら幸いです。

誰でも「犯罪被害にあう」可能性はあり、決して他人事ではありません。

「ともしび」から、犯罪被害によって起きてしまうこと、かけがえのない大切な生命について考えていただければと思います。





平成 31 年1月 31 日 京田辺市 公開講座(犯罪被害者遺族講演会) 京田辺市共催

「我が子を少年に殺された親の苦悩」

京田辺市社会福祉センターにおいて、平成 21 年に大阪府で起こった少年犯罪により当時 15 歳のご息を亡くされた大久保巖さんにご講演いただきました。

思い出の写真を見ながら、明るくて運動の好きな友人の多いお子さんであったことをまず紹介され、事件の第一報を受けた時のこと、警察での事情聴取、家庭裁判所での審判、逆送されて成人と同じ刑事裁判になり、大阪では少年事件として初の裁判員裁判になったことを話されました。

判決は5年以上 10 年以下の不定期刑となり到底納得できるものではなかったが異例の裁判長の付言があり、これを機に少年法改正が動き出したということです。裁判での意見陳述、処遇に関する通知制度の申し出、地方更生保護委員会や刑務所へ出向いての遺



族の心情についての話など、ご夫婦で、ご息のためにできることは何かと常に話し合いながら遺族としての心情を訴えてられました。

講演会の後半は対談形式となり、これまでで一番大切なことは何だったかと、お尋ねしたら一つは良い弁護士と出会ったこと、もう一つは「少年犯罪被害当事者の会」に巡り合ったことと言われました。自分たちだけではない、と孤立せずにすんだ「少年犯罪被害当事者の会」の武るり子さんとの出会いに感謝の気持ちを述べられ、被害者には、遺族の気持ちに沿って話を丁寧に聞いてくれる「良い弁護士が必要だ」と強調されたことが印象的でした。

平成 30 年度全国被害者支援ネットワーク
近畿ブロック質の向上研修下半期研修会に参加して
平成 31 年2月2日・3日 於：大阪被害者支援アドボカシーセンター

全国被害者支援ネットワークの研修には、初級・中級・上級・コーディネーターの各カリキュラムがあり、下半期研修は上級カリキュラムと位置付けられ、隔年で実施される A 及び B プログラムを各 2 日間受講することとなっています。

「私が上級？」との意識で受講しましたが、その認識を変えさせてくれる講義が有りました。その講義は「人材育成」でした。

当センターは、昨年 20 周年を迎えました。創設前後には、大変なご苦労が有ったものと頭の中では想像していますが、ボランティアである私としては、どこか別の事と捉えていました。ところが、「創設期を第 1 世代とすると、この研修の受講生は第 2 世代に当る。親が作った企業を、子が傾け、孫が潰すとの事も有る。先輩からの教えを後輩に引き継ぐ。その視線で見れば、見えるものが変わってくる」と教えていただきました。その視線で、出来る分野を自然な感じで、後輩に引き継ぎたいとの思いで研修を受けました。

なお、その講義の最後には「後輩への指導助言は、被害者への助言方法と似ています。…同様の姿勢を見せるように…」と締められました。かく在りたいと思っています。(O.Y)

ほくぶ



相談室だより

京都府北部地域で起きる悲惨な事故、事件、災害…。しかし、京都市内から遠い為、細かい支援が届きにくいという状況がありました。そこで、平成 28 年 8 月、京都府北部地域の支援活動の拠点として、福知山市内にはくぶ相談室が開室されました。所定の研修を終えた 1～3 期生 10 人がシフトを組み、電話相談を担当しています。電話が鳴るとドキドキしながらも研修で教わった事を思い出し、ゆっくりと丁寧にお聴きするように心掛けています。相談の電話が無かった日は「今日は無かったね」と少し残念でもあり、少しホッとしたりしています。

開設当初は、はくぶ相談室の認知度が低いことから、相談の電話は少なかったのですが、少しずつ件数が増えてきました。4 月からは 4 期生の 4 人も支援員に加わります。みんなで力を合わせて、少しでも被害にあわれた方のお力になりたいと願い、きめ細かく、優しく、丁寧にお心がお聴きできるよう頑張りたいと思います。

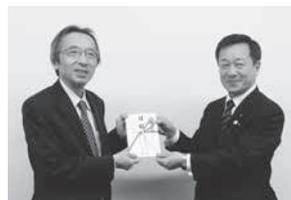


■ ご支援ありがとうございます ■

「サロンパス」などで有名な「久光製薬株式会社」様（東京本社：東京都千代田区）では、平成19年に創業160周年記念事業の一環として、同社の役員及び社員の皆さまからの毎月の寄付金に加えて会社からも同額を拠出する、基金「久光製薬株式会社ほっとハート倶楽部」を設立され、毎年、国内外で活動する全国のNPOや市民団体、50団体以上に対して支援を行っておられます。支援先は、久光製薬の社員の方から推薦された団体に対して、同倶楽部の委員がヒアリングを行い決定されます。

平成30年度の支援団体として当センターが選ばれ、1月24日（木）当センター事務局において、久光製薬株式会社京都営業所 植居孝幸所長から山下理事長へ支援金の目録が贈呈されました。

この支援金は、広報啓発・人材育成を含む支援活動のために有意義に活用いたします。



■ 京都府舞鶴警察署からご支援いただきました ■

平成30年12月22日（土）、京都府舞鶴警察署では犯罪被害者を支える機運を醸成するチャリティバザーと、署員間、家族間で絆を深める餅つき大会が開催されました。初めての餅つきに大喜びの子供たちや、出品された品物を買求める人など、当日の参加者は100人を超えたということです。



このチャリティバザーの売上金は、平成31年2月26日（火）、当センター事務局において、舞鶴署の堤勇一郎管理官から富名腰事務局長へ、被害者支援活動のためのご寄付として贈呈いただきました。京都府警察はご寄付以外にも、さまざまな機会を通じた犯罪被害者支援活動の周知など、社会全体で被害者を支える環境づくりにもご協力いただいています。ご寄付は支援活動や支援員の育成に大切に活用いたします。

温かいご支援ありがとうございます

<平成30年12月1日～平成31年2月28日>

会費及び寄付を頂戴した方々を謹んでご報告申し上げます。なお、記載漏れ等がありましたら、お手数ですが事務局までご一報いただきますようお願いいたします。また、お名前の記載を望まれない方は、お申し出ください。（順不同・敬称略）

【会費納入者】

【正会員】

22名

【個人賛助会員】

35名

匿名1名

【団体賛助会員】

4団体

【法人賛助会員】

3法人

【寄付者】

【個人】 5名

【団体】 1団体

【自動販売機】

9法人



ご支援に感謝いたします

平成30年12月1日～平成31年2月28日

【20周年記念募金】

個人 67名 ¥412,000
 団体 6団体 ¥106,000
 合計 ¥518,000

平成30年1月1日～平成30年12月31日

【ホンデリング】

個人 55名
 事業所等 65団体
 総冊数 43,335冊
 合計 ¥772,731

センター活動報告 (平成30年12月1日～平成31年2月28日)

【研修】

- 月例研修会 (12/11、1/12)
- 北部4期生期別研修会 (12/11、1/28、2/18)
- 20期生期別研修会 (12/19、1/25、2/28)
- 事前研修会 (1/15、1/24、1/29、2/6、2/15、2/22)
- 全国被害者支援ネットワーク近畿ブロック
質の向上研修下半期研修会 (2/2～2/3)
- スキルアップ研修会 (2/13)

【広報】

- 犯罪被害者週間における遺族講演会 京都市 (12/1)
- 犯罪被害者週間イベント「少年の被害者を考える集い」
精華町 (12/2)
- パネル展示 京都市役所 (12/3～12/7)、
中京区役所 (12/10～12/17)
- 街頭活動 (1/22、1/28、2/25)
- 公開講座 (京田辺市) (1/31)
- 第19回犯罪被害者支援京都フォーラム (2/2)

【講師派遣】

- 京都刑務所 (12/5、1/8)
- 京都拘置所 (12/10、12/20、1/8、1/21、2/19)
- 京都産業大学 (12/17)

京都家庭裁判所 (1/15)

京都府八幡警察署 (2/12)

【会議】

- 京都府犯罪被害者サポートチームコーディネーター会議
(12/25、1/18)
- 部活動 (1/12、1/22、2/5、2/19)
- 運営委員会 (1/18)
- 理事会 (1/24)
- 京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会 (1/24)
- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に
関する計画 (第3次) の改定にかかる意見聴取会 (1/30)
- 犯罪被害者等施策市町村担当者研修会 (2/4、2/8)
- 交通事故被害者支援研究分科会 (2/7)
- 女性のためのネットワーク会議 (2/12)
- 性犯罪被害者支援研究分科会 (2/12)
- 少年被害者支援研究分科会 (2/22)
- 福知山市犯罪被害者等支援連絡会 (2/25)

【その他】

- 会計指導 (12/7、2/8)
- 京都被害者支援学生フォーラム (12/15)
- 性被害防止シンポジウム (12/16)

◆会員になってくださる方をご紹介ください◆ (ご寄付も随時受け付けています)

正会員	年会費 5,000円
賛助会員	個人会員年会費 1□ 3,000円
	法人以外の団体年会費 1□ 3,000円
	法人会員年会費 1□ 30,000円

振込先

振込口座：京都銀行 府庁前支店 (普通) 3939038
 □座名義：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
 理事長 山下俊幸 (ヤマシタトシユキ)

郵便振替口座番号：00980-0-128119
 加入者名：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

※当センターへの賛助会員の会費・寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。ご不明な点は事務局までお問合せください。

編集後記

暖かな陽射しになり、花の香りあふれる季節となりました。
 新入生、新入社員の新鮮ではつらつとした姿を多く見かけて
 「春だなあ」「ほのぼのするなあ」と感じ、ふと微笑みたくなり
 ます。
 当センター事務局にも4月から新メンバーが加わります。
 新たな気持ちで皆で力を合わせてがんばりたいと思いますので、
 新年度もどうぞよろしくお祈りします。

ホームページもご覧ください
<http://kvsc.kyoto.jp/>
 発行者 公益社団法人
 京都犯罪被害者支援センター
 理事長 山下俊幸
 事務局 TEL & FAX 075-415-3008
 E-mail k7830@kvsc.kyoto.jp
 印刷 为国印刷株式会社

お願い：ご住所等、お届け内容に変更のあった方は、お手数ですが事務局までご一報くださいますようお願いいたします。